



自民党の野田聖子代議士が、「夫婦別姓」を可能とする民法改正案の国会提出を断念したという記事を読んだ。

「またか！」と夫婦別姓を以前から推奨する私としては、腹立たしい気持ちになる。平成八年に民法改正要綱で出されてから六年にもなるのに、いまだ士儀にも上がらせてもらえない。あんなに目玉の前の先生が女性の社会進出や少子化解消、老人の介護問題を真摯に捕えられているの

ジーアンドエス社長 萩原 扶未子

か、はなはだ疑問である。それも、「選択的夫婦別姓」の議案が、原則夫婦同姓として「例外的夫婦別姓」という形で、家裁に判断を任ずという、まるで、別姓はトラブル処理であるようなばかげた内容になっても、自民党内では理解されず、公の場で論議されるべき重要な案件にも関わらず、先送りが続いている。

夫婦別姓を考える

別姓を強制しているわけではない。希望や必要性のある人に「選択権」をとるということである。社会に出てそれなりの活動をしていけば、名前はイコール自分のブランドである。例えば、私の場合でも「萩原」と言えば、付き合っている人はバックグラウ

ンドを含めイメージしてわける。ところが、名前が変わっても「××」で、誰か理解できず、へたをすれば電話口にすら出してもらえないかもしれない。これは、社会進出をしている女性への大きなブレイクである。事実、野田聖子代議士も福

離婚家庭への偏見につながっているともいえる。また、少子化で長男・長女での婚姻確率が増え、名前の相続が問題になっていく。先祖から継承されてきた貴重な名前が、時代にそぐわない柔軟性のない偏った法律のために消えていく。確かに通称もかなり認められ高くて六十七十歳、別姓の対象者層(二十一三十歳)は、半数以上が賛成である。家庭の絆のシンボルが名前であるとか、夫婦別姓が家族の崩壊を招くという意見は聞き方によってはあまりに家族のつながりが弱いと感じる。名前ひとつで切れる関係なのだろうか？ その方が、重要な問題ではないだろうか？ 時代は多様化している。その中で家族観も大きく変化しつつある。氏名は誰のものなのか？ 自己の人格の象徴としても、早急の議論の場においてほしいものである。それも、別姓の真の意味がゆがめられる妥協は避けて……。